

路外駐車場の構造および設備の基準

根拠法令	構造および設備の基準	確認欄
出入口 施行令第7条	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けてはならない。(1項1号)	
	道路 交通法 (第4条) トンネル(国土交通大臣が認めるものを除く。(令7条2項1号))に設けてはならない。(1項1号)【大臣認定制度】	
	交差点の側端または道路の曲り角から 5m以内 の部分(国土交通大臣が認めるものを除く。(令7条2項1号))に設けてはならない。(1項2号)【大臣認定制度】	
	横断歩道または自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ 5m以内 の部分に設けてはならない。(1項3号)	
	安全地帯の左側の部分および当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10m以内 の部分(国土交通大臣が認めるものを除く。(令7条2項1号))に設けてはならない。(1項4号)【大臣認定制度】	
	乗合自動車の停留所またはトロリーバスもしくは路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている一から 10m以内 の部分(国土交通大臣が認めるものを除く。(令7条2項1号))に設けてはならない。(1項5号)【大臣認定制度】	
	踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m以内 の部分に設けてはならない。(1項6号)	
	横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から 5m以内 の道路の部分に設けてはならない。(1項1号ロ)	
	幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園または児童館の出入口から 20m以内 の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路および当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線または柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側およびその左右 20m以内 の部分を含む。)に設けてはならない。(1項1号ハ) ※児童公園は都市公園法施行令(平成5年)の改正により、街区公園へ名称変更されたため、街区公園は児童公園とみなす。	
	橋(国土交通大臣が認めるものを除く(2項2号))に設けてはならない。(1項1号ニ)【大臣認定制度】	
幅員 6m未満 の道路(国土交通大臣が認めるものを除く。(2項3号))に設けてはならない。(1項1号ホ)【大臣認定制度】		
※接する道路が交差点等に至るまでのすべての区間において幅員を確保する必要あり。		
縦断勾配が 10% を超える道路に設けてはならない。(1項1号ヘ)		
前面道路が2以上ある場合は自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。(歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く。)(1項2号)		
駐車用の供する部分の面積(A+C)が 6,000㎡以上 の場合、出口、入口とを分離し、その間隔を道路に沿って 10m以上 とすること。(中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合を除く。)(1項3号)		
出口、入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをし、切取線の長さを 1.5m以上 とすること。(1項4号)		
出口付近の構造は、 2m (二輪 1.3m)後退し車路の中心線 1.4m の高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにすること。(1項5号)		
車路 施行令第8条	一方通行で徴収施設が設けられ、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2.75m (二輪 1.75m)以上。(2号イ)	
	幅員 5.5m (二輪 3.5m)以上、一方通行は 3.5m (二輪 2.25m)以上。(2号ロ、ハ)	
	はり下の高さは、 2.3m以上 。(3号イ)	
	建築物 屈曲部(ターンテーブル除く)は、内のり半径 5m (二輪 3m)以上。(3号ロ)	
	傾斜部の縦断勾配は 17%を超えない こと。(3号ハ)	
傾斜部の路面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げること。(3号ニ)		

車室の高さ 施行令第9条	建築物	駐車のために供する部分(車室)のはり下の高さは、 2.1m以上 。	
避難階段 施行令第10条		直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車場のある場合は、避難階段またはこれに代わる設備を設けなければならない。	
防火区画 施行令第11条		給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、耐火構造の壁または特定防火装置によって区画しなければならない。	
喚起装置 施行令第12条		内部の空気を床面積1㎡につき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。(窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上のものは除く)	
照明装置 施行令第13条		車路の路面、 10ルクス(lx) 以上。	
警報装置 施行令第14条		駐車部分の床面、 2ルクス(lx) 以上。	
特殊装置 施行令第15条		自動車の出入りおよび道路交通の安全を確保するため警報装置を設けなければならない。	
		第7～14条の規定は、国土交通大臣がこの規定と同等以上の効力があると認めた場合は適用しない。【大臣認定制度】	
駐車料金 施行令第16条		能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。	
		不当な差別的取扱となる額でないこと。	
		負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。	
明示 施行令第17条		利用者の見やすい場所に供用時間および駐車料金の額を明示しなければならない。	
周知義務 東京都環境確保条例第54条		アイドリング・ストップの掲出等(条例で定められているアイドリング・ストップの事項を表示)により周知すること。	

※ここでいう「二輪」は、設置(変更)届出書の「特定自動二輪車」にあたります。

法: 駐車場法

施行令: 駐車場法施行令

施行規則: 駐車場法施行規則

東京都環境確保条例: 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

【大臣認定制度】 施行令第7条(交差点における出入口の設置)および施行令第15条(機械式駐車場を用いる場合)に関連し、国土交通大臣の認定を必要とする場合は、下記へお問い合わせください。

[問い合わせ先]

国土交通省関東地方整備局 建政部都市整備課街路係
(代表)048-601-3151 (直通)048-600-1907

平成31年2月更新